

商品概要説明書

相続定期貯金（大口定期貯金）

（2022年11月29日現在）

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・相続定期貯金（大口定期貯金） （愛称：つなぎ愛）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合または他金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預入れいただく個人のお客さま ※相続により取得した不動産、株式等の換金代金もお預入れいただけます。 ※既に当組合にお預入れの相続人さま名義の（相続によらない）貯金でのお預入れはできません。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3か月、6か月、1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のみの取り扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000万円以上で相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の期間1年の大口定期貯金の店頭表示金利に年0.1%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ※金利上乗せは、当組合が定めるお取引がある方（相続定期貯金のお申込時点で当組合が定めるお取引がない方は、当該お取引をさせていただける方）に限ります。 ※金利上乗せは、初回満期日までの1回に限ります。 ・満期日以降は、ご継続時の店頭表示金利にて自動継続されます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の（1）および（2）により算出した利率（小数点第4位以下切捨て、ただし、（2）の算出した利率が0%を下回るときは、0%とします）のうち、いずれか低い利率によって計算した利息とともに払い戻します。 （1）次の預入期間に応じた算式により計算した利率 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20% （2）約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ （注）基準利率については、窓口におたずねください。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または管理部業務課業務係（電話：06-6877-5142）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部業務課業務係またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合管理部業務課業務係にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>—</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A北大阪